

新型コロナウイルス・パンデミックが教育報道に与えた影響

—テレビメディアの報道内容の分析から—

井上 剛男・越智 康詞¹・加藤 隆雄²・酒井 真由子³

要旨

本研究の目的は、子どもや学校教育に関するテレビでの報道（以下、「教育報道」と表記）を分析し、新型コロナウイルス・パンデミックの前後で生じた、「教育報道」の量や内容の変化について考察することである。2019年度と2021年度における、NHKの報道番組で表示された「教育報道」のテロップをデータに、その変化を分析した。

その結果、次の2点が明らかになった。1つは、2021年度の「教育報道」が、2019年度より減少していることである。もう1つは、報道数が減少している分野に偏りがあることである。具体的には、学校教育に関する報道では、小学校以降の内容より、就学前の内容のほうが、減少割合が大きいことや、2021年度の「事件・事故」、「裁判」に関する「教育報道」が、他の分野と比較して急激に減少していることが挙げられる。

ここから示唆されることは、大きく3つある。1つは、子ども・教育問題は、COVID-19のパンデミックのような大きな社会問題がないときの埋め合わせで報じられる程度の社会問題になっている可能性である。2つ目は、テレビにおける「教育報道」は、その組織のされ方において、物語とも日常会話とも違った特性を有している可能性である。3つ目は、COVID-19のパンデミックに国民の目が釘付けになっている間に、様々な重要課題の徴候が無視される、あるいは密かに国民に不利な方向に社会変革が進んでしまっている可能性である。

キーワード：教育報道, 学校教育, 子ども・教育問題, テレビの特性, ショックドクトリン（惨事便乗型資本主義）

1.はじめに

1.1. 問題の所在

本研究の目的は、子どもや学校教育に関するテレビでの報道（以下、「教育報道」と表記）を分析し、新型コロナウイルス・パンデミックの前後で生じた、「教育報道」の量や内容の変化について考察することである。

子どもや学校教育をめぐる世論は、テレビなどのマスメディアの影響を受け、構成されていると言われている。ここでいう世論とは、「ある社会内で、ある争点に関して有力なものとして認知されている意見」[蒲島・竹下・芹川, 2010:116]のことである。マクウェールによれば、「マス・メディアは、現実を構築

するための素材を提供」[McQuail, 2005=2010:132]しており、マスメディアが世論の構成に影響を及ぼしていることを示している。日本においても、北澤毅ら[北澤・間山編, 2021]が、天津市中学生の自殺事件をめぐるマスメディアの報道を分析し、事件に対するマスメディアの方向付けが、視聴者の解釈を制約していくことを明らかにしている。また、岡井崇之は、若者犯罪報道の事例分析を通して、「社会的な不安がメディア言説に反映されているということだけでなく、メディアによって不安が新たに構築されている」[伊藤・岡井編, 2015:157]と指摘し、マスメディアが人々の不安を生産し、増幅させているとした。このように、マスメディアは、世論形成の方向づけを担っているとされる。

¹ 信州大学学術研究院教育学系

² 南山大学人文学部

³ 上田女子短期大学幼児教育学科

だからといって、マスメディアに報じた内容に沿って、世論が半ば自動的に構成されているというわけではない。フィスクによれば、「視聴者はニュースが提供する情報をただ受けとるわけではなく、もっと創造的に、ニュースが提示するものを見て世界がどのようなものであるかを自分なりに理解しようとしている」[Fiske, 1991=1998: 229] からである。加藤隆雄・酒井真由子 [2017] は、テレビでは「少年犯罪」のような物語化しやすいトピックを教育問題として取り上げ、テレビと視聴者が共同で物語を構成できるようにしていることを示している。マスメディアは、自分たちが世間に受け入れさせたい事実や認識をただ伝えているのではなく、物語化などを通して世間に受け入れられやすくすることにも取り組んでいるというのである。事実、いじめ自殺を分析した、伊藤茂樹 [2014] によれば、いじめ自殺はマスメディアによって特定のパッケージ（加害者が匿名化され、教師が非難対象になり、被害者が非の打ち所のない完璧な被害者）で報じられることで、カタルシスを得たい視聴者が共鳴し、社会問題化していくのだと言っている。また、酒井真由子・越智康詞・紅林伸幸・加藤隆雄 [2016] は、テレビにおける「教育報道」を分析し、「教育政策」、「学校教育」、「教育関連の「イベント」といった報道よりも、「少年犯罪」や、子どもが被害者となる「事件・事故」の報道が頻繁になされる傾向にあるという。このことは、マスメディアが「少年犯罪」や「事件・事故」といった物語化しやすいトピックを取り上げ、視聴者との相互反映性を築くことで、子どもや学校教育をめぐる世論形成を巧妙に誘導しようとしていることを示唆している。

このように先行研究の多くは、子どもや学校教育をめぐる世論の構成について、マスメディアが何を語ってきたかに注目して論じてきた。マスメディアが報じる、ある事象（たとえば、少年犯罪やいじめ事件）に対する事実や認識は、視聴者との相互反映性を実現しやすい物語に単純化され、特定の対象への非難や過剰な不安を煽ってきた。また、そのことが、この事象から読み取れる事実や認識がもつ多層さを捨象させることにつながってきた。多くの先行研究が、そうした世論構成のメカニズムや、そのメカニズムがもたらす危険性を明らかにしてきた。しかし、マスメディアがそもそも、子どもや学校教育をめぐる、どのような事象

を取り上げる一方で、どのような事象を取り上げないのか（取り上げなくなったのか）という点にも着目する必要がある。子どもや学校教育に大きなインパクトを与える事象であったとしても、マスメディアが取り上げなければ（あるいは、取り上げなくなれば）、その事象自体が、社会的には、なかったものや終わったものになってしまいかねないからである。

1.2.研究の目的

そうした問題意識のもと、焦点をあてるのは、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19 と表記）のパンデミックが、テレビでの「教育報道」にどのような影響をもたらしたかという点である。

COVID-19 のパンデミックは、2020 年以降、テレビで頻繁に報じられるようになる。そのことは、子どもや学校教育に関するテレビでの報道量や報道内容に変化をもたらしていると考えられる。たとえば、学校での感染対策の取り組みが大々的に報じられるなど、COVID-19 のパンデミック自体が、子どもや学校教育をめぐるテレビでの報道を新たに作り出している側面があるからである。その一方で、COVID-19 のパンデミックに関する報道が増えれば、その分、従来であれば取り上げられてきた子どもや学校教育をめぐる報道が削られている可能性がある。COVID-19 のパンデミックによって、報道番組の放送時間自体が増えているわけではないからである。

したがって本研究では、COVID-19 のパンデミックの前後の時期におけるテレビでの「教育報道」を比較し、COVID-19 のパンデミックが子どもや学校教育をめぐるテレビでの報道量や報道内容にどのような変化をもたらしたかを考察する。その上で、その変化が子どもや学校教育のあり方にもたらす可能性について検討する。

次節では、「教育報道」を分析するための方法について提示する。3 節では、「教育報道」の分析結果について整理し、COVID-19 のパンデミックによって、「教育報道」において何が報じられなくなったのかを明らかにしていく。4 節では、3 節での分析結果について検討を行い、本研究からの示唆と本研究の課題について論じる。

なお本稿では、1.1., 1.2., 2.2., 3.1.の 1 段落目から 3 段落目、3.2., 3.3., 3.4., 3.5., 4.1., 4.2.を井上、

4.4.を越智, 4.3.を加藤, 2.1., 3.1.の4段落目から6段落目を酒井がそれぞれ担当している。

2.調査概要

2.1.データベース化の方法

本研究では、作業者の協力のもと、2021年5月からテレビ番組を録画する機器（ブルーレイ・ハードディスク・レコーダー）を使い、テレビメディアによる「教育報道」のデータベース化を行っている。「教育報道」をデータベース化するにあたり、次のような手順をとっている。まず、地上波デジタル放送局のNHKと民放キー局系4局（TBS, テレビ朝日, 日本テレビ, フジテレビ）の朝と夜のニュース・報道番組をブルーレイ・ハードディスク・レコーダーに予約録画する。録画番組を再生しながら、子どもや教育に関連するニュース及び報道を残し、その他のニュース・報道を削除する。ハードディスクに残した子どもや教育に関するニュース・報道を一つ一つ確認しながら、テレビ局, 日付, 番組名, ニュース・報道の冒頭にテレビ画面に表示されるテロップを, エクセル表に入力し, 録画したニュース・報道情報のインデックスを作成する。その後, 子どもや教育に関するニュース・報道をブルーレイディスクに保存し, コピー10の許容範囲内に置いて, 本研究メンバー間でデータを共有する。

なお, 本研究では, 「教育報道」のデータベース化を行うにあたり, 作業者の協力を得ているが, 2021年4月に本研究のための科学研究費助成金を得ることが決まった後に作業者と契約を交わした。そのため, 地上波デジタル放送局のNHKと民放キー局系4局（TBS, テレビ朝日, 日本テレビ, フジテレビ）すべてのデータベース化の開始は, 2021年4月25日放送分からである。2019年度については, 作業者が上記の方法にてNHKで報道された子どもや教育に関するニュース及び報道を録画し, テロップのインデックスを作成していた。本研究を行うにあたり, 作業者よりNHKの「教育報道」テロップのインデックスデータを提供してもらった。

2.2.取り上げるデータ

データとして用いるのは, NHKの朝と夜の報道番組で取り上げられた, 子どもや学校教育に関する

ニュースのテロップである。NHKの朝の報道番組には, 「おはよう日本」(平日, 土日曜), 夜の報道番組には, 「ニュースウォッチ9」(平日), 「ニュース7」(土日曜)を選んだ。まず, テレビの報道番組を分析対象にしたのは, テレビが, 他のメディアと比較して視聴者が比較的多く, また映像, 音, 人物の情動などによって人間の感覚に訴え, あらゆる年齢や階層にメッセージを伝えやすいメディアだからである。また, 他国に比べ, 日本ではテレビへの信頼が高い。そのため, 日本のテレビは, 新聞, 雑誌, インターネットなど多様なマスメディアの情報をピックアップし, 大衆受けする物語へとまとめあげ, 権威付けしていると考えられる。事実, インターネットでさえ, テレビ報道に反応し, コメントすることが少なくなく, 日本におけるテレビは情報生態系の中心にあると言える。次に, NHKの報道番組を分析対象にしたのは, 公共放送であるため, 特定のニューストピックへの偏りが比較的小さいのではないかと考えたからである。

分析対象とした「教育報道」は, 2019年4月～2020年3月(2019年度)の「教育報道」と, 2021年4月～2022年3月(2021年度)の「教育報道」である。COVID-19のパンデミックが社会問題になった2020年の以前と以後との違いを比較するためである。また, 子どもや学校教育に関するテレビでの報道とは, 20歳未満の者に関する報道と, 学校教育(保育所等の就学前施設を含む)に関する報道を指す。なお, 2022年4月より未成年者は18歳未満に年齢が引き下げられたが, 今回の報告では2022年3月までが分析対象なので, 20歳未満の者を子どもと捉えることにした。

3.分析結果

3.1.「教育報道」の傾向

子どもや学校教育に関するテレビでの報道が, どのようなトピックを取り上げてきたのか。「教育報道」の傾向性を捉えるため, 報道内容を分野別に分類したものが表1である。なお, 表1に示された12の分野は, 小林直美[2008]の分析コード表を参考に, 井上が作成した。

表1から分かることは, まず, 「教育報道」自体が, 減少していることである。2019年度の総数が456件に対して, 2021年度の総数が435件と21件減ってい

る。しかも、2021年度の435件のうち、94件がCOVID-19のパンデミック関連の「教育報道」である。COVID-19のパンデミック以前から報じられてきた、子どもや学校教育に関連する報道内容は、その分も減っていると考えることができる。

表1 「教育報道」の報道分野別件数

分野	2019年度	2021年度
政策	19	38(8)
貧困失業	9	24(1)
少年犯罪※	19	15(0)
事件・事故※	112	26(0)
イベント※	26	29(1)
社会現象※	55	80(35)
裁判※	44	2(0)
学校教育(就学前)	29	15(6)
学校教育(小中高)	121	136(36)
学校教育(大学)	2	41(5)
スポーツ※	3	4(1)
その他社会	17	25(1)
合計(件)	456	435(94)

※の各分野のうち、学校教育に関連するものは学校教育でカウントした。

2021年度の()は、コロナ関連の報道、内数。

複数の区分にまたがる学校教育は、(小中高)でカウントした。

次に、分野別に増減をみると、すべての分野で減少しているわけではなく、分野ごとに増減の偏りがあるということである。2019年度の「教育報道」件数と、COVID-19のパンデミック関連の「教育報道」件数を除いた2021年度の「教育報道」件数を比較したところ、報道件数が減少していたのは、「少年犯罪」(2019年度：19件→2021年度：15件)、「事件・事故」(2019年度：112件→2021年度：26件)、「社会現象」(2019年度：55件→2021年度：45件)、「裁判」(2019年度：44件→2021年度：2件)、「学校教育(就学前)」(2019年度：29件→2021年度：9件)、「学校教育(小中高)」(2019年度：121件→2021年度：100件)、「スポーツ」(2019年度：3件→2021年

度：1件)の7分野であった。そのうち、2021年度の報道件数が、2019年度の報道件数の23.2%になった「事件・事故」と、2019年度の報道件数の4.5%になった「裁判」は、急激に減っていると言える。

加えて、表1の「学校教育(小中高)」と「学校教育(就学前)」に注目する必要がある。先述したように、2019年度の「教育報道」件数と、COVID-19のパンデミック関連の「教育報道」件数を除いた2021年度の「教育報道」件数を比較すると、「学校教育(小中高)」は2019年度121件、2021年度100件、「学校教育(就学前)」は2019年度29件、2021年度9件であり、両者ともに2021年度のほうが減少していた。しかし、COVID-19のパンデミック関連の「教育報道」件数を含めた「教育報道」件数を確認すると、「学校教育(小中高)」については、2019年度は121件であるのに対して、2021年度は136件と増加している。一方、「学校教育(就学前)」については、2019年度は29件であるのに対して、2021年度は15件であった。「学校教育(就学前)」の報道件数は、COVID-19のパンデミック関連の「教育報道」件数を含めても、2019年度より2021年度のほうが少ないのだ。ここから、COVID-19のパンデミック関連の報道によって、就学前教育に関する報道が削られている可能性が考えられる。

さらに、「学校教育(小中高)」と「学校教育(就学前)」におけるCOVID-19のパンデミック関連の「教育報道」件数を確認してみたい。「学校教育(小中高)」のCOVID-19パンデミック関連の「教育報道」は36件であるのに対して、「学校教育(就学前)」は6件であった。両者のCOVID-19のパンデミック関連の「教育報道」件数だけを見ても、「学校教育(就学前)」は「学校教育(小中高)」ほどテレビメディアに取り上げられていないことが分かる。

本研究が分析対象としている「教育報道」とは、子どもや学校教育に関するテレビ報道である。学校教育といったときには、保育所等も含む就学前教育、そして小学校以後の学校教育が該当するが、テレビで報道される就学前教育関連の報道が、小学校以降の報道よりも少ないことから、我が国において「教育」と言った場合には、小学校以後の学校教育が中心であることが示唆される。

3.2. 「事件・事故」報道と「裁判」報道の傾向

2019年度との比較で、急激に報道件数を減らしている、子どもが被害にあった「事件・事故」報道や、子どもが加害者や被害者になった事件・事故の「裁判」報道の詳細を探ることにしよう。表2は、「事件・事故」や「裁判」に関する「教育報道」の報道内容をさらに細かく分類したものである。

表2 「事件・事故」, 「裁判」の報道内容

項目	2019年度	2021年度
事故	25(0)	6 (0)
交通事故	4(0)	2 (1)
自殺	2(0)	0 (0)
事件	26(6)	6 (0)
子殺し	11(0)	4 (1)
児童虐待	88(38)	10 (0)
合計 (件)	156(44)	28 (2)

「事件・事故」と「裁判」の報道数の合計。
2021年度の()は、裁判関連の報道。内数。

表2から分かることは、まず、子どもが加害者である事件の裁判に関する報道は、表2の各項目が示すように、少年犯罪に関する項目による報道はなく、2019年度、2021年度のいずれも0件であることが挙げられる。「教育報道」における「裁判」に関する報道では、子どもが事件や事故の被害者として登場しているのである。

次に、2021年度の「事件・事故」報道と「裁判」報道を合わせた件数は、「事故」（交通事故を除いた子どもの事故）、「交通事故」、「自殺」、「事件」（保護者等による子殺しや児童虐待を除いた、子どもに対する事件）、「子殺し」、「児童虐待」のいずれの項目においても、2019年度の件数より落ち込んでいることが挙げられる。とりわけ、2019年度は25件だったが、2021年度は6件と19件減少した「事故」、2019年度は26件だったが、2021年度は6件と20件減少した「事件」、2021年は88件だったが、2021年度は10件と78件減少した「児童虐待」あたりの減少が目立つ。

3.3. 「事故」報道の詳細

ここでまず、2019年度25件の「事故」報道と、2021年度6件の「事故」報道の内訳をみていこう。2019年度に報じられた25件の「事故」報道のうち、「山梨キャンプ場女児行方不明事故」に関する報道が21件であった。「山梨キャンプ場女児行方不明事故」とは、2019年9月21日に山梨県道志村のキャンプ場に来ていた小学1年生の女児が行方不明になり、2022年5月に女児の死亡が確認された事故である。また、「としまえんプール女児死亡事故」に関する報道が4件であった。「としまえんプール女児死亡事故」とは、2019年8月15日に東京都練馬区の遊園地のプールで遊んでいた小学3年生の女児が水に浮かんだ遊具の下でおぼれて死亡した事故である。2019年度の「事故」報道は、「山梨キャンプ場女児行方不明事故」と「としまえんプール女児死亡事故」という2つの事故だけで25件あった。それに対して、2021年度の6件の「事故」報道の詳細を見ると、2019年に起こった「山梨キャンプ場女児行方不明事故」に関する報道が3件、それ以外に1回だけ報じられた事故が3件あった。2021年度の「事故」報道は4件の事故を報じ、2件だった2019年度より多くの事故を報じているものの、事故を報じる件数自体が2019年度より激減しているのである。

ここまで記述してきた、「事故」報道と事故数の関係を整理すると、表3のようにまとめられる。

表3 「事故」報道と事故数の関係

	事故数	報道数	1事故あたりの報道数
2019年度	2	25	12.5
2021年度	4	6	1.5

2019年度は、「山梨キャンプ場女児行方不明事故」と「としまえんプール女児死亡事故」の2つの事故しか報じていないが、それらの事故を報じた件数の合計は25件であった。したがって2019年度は、1つの事件に対して平均12.5件報じていると言える。それに対して、2021年度は、「山梨キャンプ場女児行方不明事故」に関する続報(3件)を含めて4つの事故を報じているものの、それらの事故を報じた件数の合計は6件にとどまる。そのため、2021年度の1事故あたりの報道

道数は、1.5 件であった。

3.4. 「事件」報道の詳細

次に、2019年度の26件の「事件」報道と、2021年の6件の「事件」報道の内訳を確認する。2019年度に報じられた26件の「事件」報道のうち、「大阪女児誘拐事件」に関する報道が15件であった。「大阪女児誘拐事件」とは、2019年11月23日、大阪在住の小学6年生の女児を栃木県で保護し、35歳の男性が誘拐容疑で逮捕された事件である。男性宅には別の少女がいたことや、SNSで女児とやり取りしていたことなどが話題になった。また、「新潟女児殺害事件」の裁判に関する報道が4件、「愛知女児殺人未遂事件」に関する報道が3件、「寝屋川市少年少女殺害事件」の控訴取り下げに関する報道が2件、それ以外に1回だけ報じられた事件が2件あった。2019年度の「事件」報道は、「大阪女児誘拐事件」、「新潟女児殺害事件」の裁判、「愛知女児殺人未遂事件」、「寝屋川市少年少女殺害事件」の控訴取り下げの4事件で2019年度の「事件」報道26件中、24件を占めたのである。残りの2件は、それ以外に1回だけ報じられた事件であった。

なお、「新潟女児殺害事件」とは、2018年5月に小学2年生の女児が殺害され、遺棄された事件である。2019年11月8日に第一審の初公判が行われ、2019年12月4日に25歳の容疑者男性に無期懲役の判決が言い渡された。「愛知女児殺人未遂事件」とは、2019年7月25日に愛知県美浜町の住宅で小学2年生の女児が何者かに殴られ意識不明の重体になった事件である。

「寝屋川市少年少女殺害事件」とは、2015年8月に中学1年生の少年と少女がそれぞれ遺体になった発見された事件である。2018年に第一審の初公判が行われ、死刑判決が下り、即日控訴する。ところが2019年5月18日に控訴を取り下げたものの、大阪高裁はその取り下げを無効とした。

一方、2021年度の6件の「事件」報道は、「女子高校生薬物中毒死亡事件」に関する報道が2件、それ以外に1回だけ報じられた事件が4件あった。「女子高校生薬物中毒死亡事件」とは、2021年12月13日に、19歳の女子高校生が容疑者宅で倒れ、薬物中毒で死亡した事件である。容疑者宅には睡眠導入剤や抗不安薬などの薬物が見つかることや、SNSで知り合ったことなどが報じられた。

ここまで記述してきた、「事件」報道と事件数の関係を整理すると、表4のようにまとめられる。

表4 「事件」報道と事件数の関係

	事件数	報道数	1事件あたりの報道数
2019年度	6	26	4.3
2021年度	5	6	1.2

2019年度は、「大阪女児誘拐事件」、「新潟女児殺害事件」の裁判、「愛知女児殺人未遂事件」、「寝屋川市少年少女殺害事件」の控訴取り下げの4事件に加え、1回しか報じられなかった事件が2件ある。したがって、2019年度に取り上げた事件数は6つだと言える。2019年度に「事件」を報じた件数は26なので、1つの事件に対して平均4.3件、報じているということである。それに対して2021年度は、「女子高校生薬物中毒死亡事件」のほか、1回だけ報じられた事件が4つなので、2021年度に取り上げた事件数は5つだと言える。2021年度に「事件」を報じた件数は6なので、1事件あたりの報道数は、1.2件である。

3.5. 「児童虐待」報道の詳細

次に、2019年度88件の「児童虐待」報道と、2021年度10件の「児童虐待」報道の内訳をみていこう。2019年度に複数回報じられた「児童虐待」は、「目黒女児虐待死事件」の裁判(16件)、「札幌女児衰弱死事件」(11件)、「出水女児虐待死事件」(9件)、「野田女児虐待事件」の裁判(8件)、「福岡エアガン虐待事件」(7件)、「三つ子次男虐待死事件」の裁判(6件)、「江東区男児虐待死事件」(4件)、「神戸の児童相談所が女児を追い返した事件」(3件)、「娘への性的虐待の逆転有罪判決」(3件)、「仙台女児放置死事件」(2件)の11事件であった。この11の事件で2019年度の「児童虐待」報道88件中、69件を占めた。これら11事件以外に1回だけ報じられた児童虐待事件や児童虐待裁判が19件あった。

ちなみに、「目黒女児虐待死事件」とは、2018年3月に東京都目黒区の5歳女児が義理の父親による虐待で死亡した事件である。2019年9月17日、母親が、父親による暴行を結果的に容認してきたとして、懲役刑の第一審判決が言い渡される。また、2019年10月

15日には、暴行をふるっていた父親に懲役刑の第一審判決がくだる。「札幌女児衰弱死事件」とは、2019年6月7日、2歳女児が衰弱死した事件である。必要な食事を与えなかった母親と、暴行を加えていた母親の交際相手が逮捕された。この事件では、児童相談所が母親の育児に問題があることを何度か確認しながらも、十分な対応をしなかったことが問題になった。「出水女児虐待死事件」とは、2019年8月28日、鹿児島県出水市の4歳女児が死亡し、母親の交際相手が逮捕された事件である。この事件は、この女児を警察が4回保護し、児童相談所にも2回通告していたにもかかわらず、児童相談所が十分な対応を取らなかったことが問題視された。「野田女児虐待事件」とは、2019年1月、千葉県野田市の小学4年生の女児が父親から虐待を受け、死亡した事件である。2019年6月26日、父親の虐待を止めず、迎合してきたとして、母親に執行猶予付きの懲役刑の判決が下り、のちに確定する。この事件では、児童相談所が女児を一時保護しながらも、自宅に戻す決定していたことが問題になった。「福岡エアガン虐待事件」とは、2019年12月19日、福岡県田川市で1歳4か月の男児が栄養失調による肺炎で死亡し、ネグレクトの疑いで両親が逮捕された事件である。この事件は、父親が死亡した男児に至近距離からエアガンを打ち、傷を負わせていたことに注目が集まった。「三つ子次男虐待死事件」とは、2018年1月、愛知県豊田市の3つ子の母親が、生後11か月の次男が泣き止まないことに腹を立て、床にたたきつけて死亡させた事件である。2019年3月の第一審では、多児の育児で母親が疲弊していた状況を認めながらも、懲役刑が言い渡された。2019年9月24日、控訴審は、一審の判決を支持した。「江東区男児虐待死事件」とは、2019年12月3日、3歳男児が母親と同居する男性に暴行を加えられ、死亡したという事件である。

「神戸の児童相談所が女児を追い返した事件」とは、2020年2月18日、午前3時過ぎに助けを求めてきた小学6年生の女児に対して、警察に相談するよう伝え、追い返した事件である。児童相談所は、不適切な対応だったと謝罪している。「娘への性的虐待の逆転有罪判決」とは、2018年3月、実の娘に性的暴行をしたとして裁判にかけられた父親が、女性が性行為を拒まなかったことを理由に無罪になったが、2020年3月12日、名古屋高等裁判所の控訴審においてその父親に懲

役刑が言い渡された判決のことである。「仙台女児放置死事件」とは、2019年7月1日、2歳11か月の女児を数日、自宅に放置し死亡させたとして未婚の母親が逮捕された事件である。

それに対して、2021年度に複数回報じられた「児童虐待」は、「岡山女児虐待事件」(3件)、「大阪男児熱湯虐待殺害事件」(2件)、「乳児冷蔵庫閉じ込め事件」(2件)の3事件であった。これら3事件以外に1回だけ報じられた児童虐待事件や児童虐待裁判が3件あった。「大阪男児熱湯虐待殺害事件」とは、2021年9月21日、大阪府摂津市で、3歳男児に長時間熱湯をかけて死亡させた、母親の交際相手が逮捕された事件である。2021年5月に母親が摂津市に3歳男児の暴行を相談していたことが判明し、その情報が警察等に共有されていなかったことが問題になった。「岡山女児虐待事件」とは、2021年9月に5歳女児を虐待死させたとして、母親と母親の交際相手が逮捕された事件で、2022年2月11日、死亡した女児が、布団で巻かれ窒息死した可能性があることを報じている。「乳児冷蔵庫閉じ込め事件」とは、2022年1月10日、生後2か月の男児を宿泊先のホテルの冷蔵庫に閉じ込めたとして父親が逮捕された事件である。

ここまで記述してきた、「児童虐待」報道と事件数の関係を整理すると、表5のようにまとめられる。

表5 「児童虐待」報道と事件数の関係

	事件数	報道数	1事件あたりの報道数
2019年度	30	88	3.4
2021年度	6	10	1.7

2019年度は、「目黒女児虐待死事件」の裁判など11事件と、1回だけ報じられた児童虐待事件や児童虐待裁判が19件あった。したがって、2019年度に取り上げられた事件数は30だと言える。2019年度の「児童虐待」報道は88件なので、1事件あたりの報道数は3.4件である。しかも、1年度で88件ということは、月平均7.3件、「児童虐待」を報道していることになる。一方、2021年度は、「岡山女児虐待事件」など3事件の報道と、1回だけ報じられた児童虐待事件が3件あった。したがって、2021年度に取り上げられた事件数は6だと言える。2021年度の「児童虐待」報道は10

件なので、1事件あたりの報道数は1.7件である。

4.考察

4.1.「教育報道」から何が報じられなくなったのか

2019年度の「教育報道」と比較すると、2021年度の「教育報道」の総数が減っている。とりわけ、小学校以降の教育報道より、就学前の教育報道が減っている。しかも、報道件数の減少は、「教育報道」のあらゆる分野にまんべんなく生じているということではなく、「事件・事故」、「裁判」といった特定の分野で特に際立って生じていた。そこで、「事件・事故」「裁判」の内容をさらに掘り下げると、交通事故を除く「事故」、児童虐待や子殺し以外の「事件」、それに「児童虐待」に関する報道が減少していることが判明した。

では、「事故」、「事件」、「児童虐待」に関するどのような報道が減っていたのか。ポイントは、2つある。1つは、続報の数である。2019年度の1事故あたりの報道数は、12.5件であったのに対して、2021年の1事故あたりの報道数は、1.5件である。また、2019年度の1事件あたりの報道数は、4.3件であったのに対して、2021年の1事件あたりの報道数は、1.2件である。2019年度の1児童虐待事件あたりの報道数は、3.4件であったのに対して、2021年の1児童虐待事件あたりの報道数は、1.7件である。2019年度は、1つの事件、1つの事故、1つの児童虐待事件を、複数回報じるのが平均的であった。それに対して2021年度は、1つの事件、1つの事故、1つの児童虐待事件を、1回報じるのみで、複数回報じることは少なくなったのである。

もう1つは、「児童虐待」報道だけに見られるのだが、取り上げる児童虐待事件の数自体が激減していることである。「児童虐待」報道が報じた児童虐待事件数は、2019年度が30事件だが、2021年度は6事件に減っている。それに対して、「事故」報道が取り上げる事故数は、2019年度が2件に対して2021年が4件であり、むしろ増えている。また、「事件」報道が取り上げる事件数は、2019年度が6件に対して2021年度が5件であり、1件しか減っていない。つまり、「児童虐待」報道は、「事故」報道や「事件」報道とは違い、取り上げる事件の数自体も大きく減らしているの

である。

4.2.子ども・教育問題の軽さ

COVID-19のパンデミックは、単に「教育報道」を減らしたというだけでなく、子どもに関する「事件・事故」の報道や、子どもに関する「裁判」の報道を減少させてしまった。それは、「事件」報道、「事故」報道、「児童虐待」報道に関する続報（裁判を含む）の件数を減らす形で進んでいたのであった。しかも、「児童虐待」報道は、1つの事件に対する続報の件数を激減させただけでなく、報じる事件そのものの数も減少させている。そこで最後に、この現象が示す社会的意味を仮説的に考察することにしたい。

まず考えられるのは、続報を報じるほどの大きな事件、事故、児童虐待が起こらなかった可能性である。COVID-19のパンデミックは、子どもの外出を制限し、事件、事故に遭遇する可能性を結果的に減らしたのではないかということである。しかし実際には、「女子高校生薬物中毒死亡事件」など、2021年度にも衝撃的な事件があったにもかかわらず、その事件は2回しか報じられなかった。しかも、児童虐待は、COVID-19のパンデミックによって親子が一緒にいる時間が増えるので、むしろ深刻化すると言われていた。ところが、2021年度は、児童虐待の続報が減るばかりか、取り上げられた児童虐待の数自体も、2019年度と比べて減っているのである。これらのことから、「事故」、「事件」、「児童虐待」の報道が激減したのは、子どもに関する大きな事件・事故、児童虐待がなかったというよりも、そうした事件・事故、児童虐待自体を報じる優先度がマスメディアでは実は低かった（あるいは、低くなってきた）ということなのではないだろうか。

事故、事件、児童虐待というトピックは、視聴者にとって善悪（正誤）の区別がしやすく、物語化しやすいトピックであった。つまり、誰が悪く、誰が気の毒なのかを決めやすいということである。また、視聴者自身も気の毒だとされた人（子ども）の立場に立つ者として、感情移入しやすくなる。事故、事件、児童虐待はまさに、そうしたトピックであったと言える。ところが、COVID-19のパンデミックは、子ども・教育問題が存在することの例証とされてきた、事故、事件、児童虐待というトピックが真っ先に「教育報道」から外されることを顕在化させたのである。このことは、

マスメディアにとって子ども・教育問題は、COVID-19のパンデミックのような大きな社会問題がないときの埋め合わせで報じられる程度の社会問題であった可能性を示している。それは同時に、子ども・教育問題の報道が減ったことに批判の目を向けていない、多くの視聴者にとっても、子ども・教育問題はその程度の問題だったことを示しているのかもしれない。

今回の研究では、NHKの報道番組のみを対象としたため、ここで示した知見の妥当性は、民放を含めたテレビ全体の分析を通してさらに検証が必要である。また、2019年度と2021年度だけでなく、対象範囲を広げることで、ここで示した知見の信頼性を高めていくことも今後の課題である。

4.3.教育報道における「割愛」の構造

「事件」であるが、「ニュース」ではない。

COVID-19のパンデミックは、そのような分別が、「教育報道」においてどのようなトピックに対して適用されるのかを白日の下にさらした。これを「犬が人間を噛んでもニュースにならないが、人間が犬を噛めばニュースになる」、「事件がないとき動物園がニュースになる」的なニュースバリューの経済学で終わらせるのではなく、テレビニュースのもつ時間的特性ならびに物語的な構造と結びつけて検討する必要がある。以下に見るように、非常事態は、「教育報道」物語の存立構造も明るみに出したということがいえるのである。

テレビのニュースがもつ時間的特性というのは、そこで語られる情報が基本的には蓄積されることがないということに由来する。テレビの特集番組やドラマは、再放送やオンデマンド放送、そしてもちろん視聴者の録画などによって、情報把持が可能である。これに対して、テレビのニュースは速報性を旨とし即時的な情報であるために、情報を把持する必要性は認められていない。他方、インターネットを介するニュースは、ニュースソースからのコピーなどによっても半恒久的に残存する。インターネットとの対比によって、テレビニュース情報の時間的持続が極めて一過的であるという特徴が際立つことになった[加藤隆雄・酒井真由子, 2017]。

前節で述べたように、パンデミック下で激減した報道トピックとしての児童虐待は、いじめ事件や少年犯

罪事件と比較すると、物語化が容易である。悪=親、犠牲者=子どもという図式は堅固であり、どのような児童虐待事件も、「教育報道」の語り手にとっては「千篇一律」でステレオタイプの事件にしかならない。この点で、パンデミック下の目まぐるしく変化する状況において、報道側の「割愛」が執行されるニュースバリューの力学は容易に想像できる。

児童虐待報道を物語として捉えたとき、登場人物（プロップ [Пропн, 1928=1987] の用語では「行動領域」）は、母親、父親あるいは内縁の夫あるいは同居男性、子ども、そして児童相談所などの公的機関である。子どもの死の発見やそれに近い状態での保護によって、それ以外の登場人物の責任が追及されるというのが物語の筋書きであり、視聴者は子どもの復讐者としての位置に置かれる。児童虐待事件は、教育事件のなかでも登場人物は少なく、物語構造も単純である。他の事件との示差性は、親の異常な残虐性、親以外の人物の関与、公的機関の過度の怠慢、などによってもたらされるしかない。このような構造により、児童虐待報道は、場所と名前が違うだけの報道になりやすいがゆえにテレビ報道の割愛の対象となりやすいと考えられる。

このことは、先に述べたテレビニュースのもつ時間的特性と関わっている。情報が基本的には文字にされることなく流れていくあり方は、「声の文化 (orality)」の特徴を有している。オングは、ホメロスの『イリアス』『オデュッセイアー』といった叙事詩が、なぜ決まり文句と慣用句、陳腐な常套句 (クリシェ) を多用するのかについてのミルマン・パリーや E・A・ハヴロックの研究をもとに、書かれたものとは本質的に違う声の文化の特徴を明らかにしている [Ong, 1982=1991]。オングによれば、声の文化は、

- ①累加的であり、従属 (節) 的ではない
- ②累積的であり、分析的ではない
- ③冗長で多弁的である
- ④保守的・伝統主義的
- ⑤生活世界への密着
- ⑥闘技的なトーン
- ⑦感情移入的・参加的であり、客観的で距離を取らない
- ⑧恒常性の維持
- ⑨状況依存的であり、抽象的ではない

という特徴を有している。元来、物語は声の文化に属しており、語られる物語は上記のような特徴を有していると考えられる。

しかし、ニュース報道が完全に声の文化に属するものであれば、「割愛」はなぜ起こるのだろうか。「陳腐」で「ステレオタイプ」な事件であっても、むしろそうであればこそ視聴者の感情移入と参加をもたらしやすくなるはずなのである。テレビニュースの「教育報道」が物語的構造を有しているのであれば、ステレオタイプで慣用句的で陳腐な物語構造をもつ児童虐待の事件報道は、最もテレビニュースの特性に適合的なはずのものなのである。児童虐待報道が割愛される理由は、「声の文化」としてのテレビニュースの特性からは説明できない。

テレビニュースが「声の文化」と異なっているとしたら、ではどのようなモデルによって割愛現象は説明されるであろうか。ニュースを語る行為自体は物語行為ではないということが、この割愛現象から確認されるのである。

一方向的な時間の流れに従い、視聴者にとっての情報保持機能を有さないテレビニュース報道に類似しているものとして挙げられるのは、日常会話である。通常の日常会話が双方向的であるのに対して、テレビのニュース報道は一方である点が異なっているものの、日常会話も基本的には記録機能を有していない。この点で、統辞的・意味論的には物語の構造を有する「教育報道」は、組織体としては日常会話の特徴を有すると考えることができるのではないだろうか。

日常会話組織の特徴は、ハロルド・ガーフィンケルによって示されている [Garfinkel, 1967]。日常会話において話者がすべてを語らず、一部だけを示して「あとは他と同じ」「以下同様」とすることは、会話の「インデックス性 (indexicality)」と呼ばれ、省略された部分は「開放項 (et-cetera clause)」と呼ばれる。パンデミック下におけるテレビニュースの教育報道が、児童虐待報道を割愛するのは、このような日常会話の特徴と共通している。顕著な数例の事件だけで代表させて (ガーフィンケルは「ドキュメント (document: 代表事例)」と呼んでいる) を報道し、「以下同様」として割愛するわけである。

以上のことから、テレビニュースは「声の文化」的特徴を有しながらも、日常会話と類似した作動様式を

有している。前者はステレオタイプを多用するが、後者は省略する働きを有している。テレビニュースが、口承の物語ではなく会話と類似した機能をなぜ有するのかについては、テレビニュースと会話との、より精密な比較検討を行うだけでなく、パンデミック下という条件がそこにどうかかわっているかという点とともに、今後検討を進める必要があるだろう。

4.4. テレビの可能性

テレビというメディアは、信用できないメディアの代名詞のような存在であった。事件をセンセーショナルに報道し、コメンテーターは好きなことをしゃべり、視聴者は物語を消費して終わり。不安を煽る一方、忘却はやい。視聴率が命で、つまらないとチャンネルを変えられる (別のメディアに行く) ので、衝撃的な映像や勧善懲悪の物語で私たちの情動に訴えかけ奔走する。しかもまた、一方通行のマス放送で、視聴者を受け身で情緒的で忘れっぽくするメディア。1980年代には「楽しくなければテレビじゃない」(フジテレビ) などと盛り上がる時期もあったが、当初からテレビは、「一億総白痴化」のメディアであるとののしられ、ネット時代には「オワコン」と呼ばれた。

にもかかわらず、特に日本社会にとって、テレビの影響力は莫大で、決して「素通り」してよいメディアではない。確かに高齢者層に偏っているとはいえ、事実としてテレビは私たちの日常生活に溶け込み、世界を正しく写し取っているかどうかとは別に、このメディアが私たちにとっての環境世界を生み出す、大きな「窓」となっている事実は否定しがたい。さらに言えば、Marshall McLuhan & Bruce R. Powers [1989] が指摘するように、テレビのような情動に訴えかけるメディアは、世界をとまではいわないまでも、日本の国 (+民主主義国家の連合) を、一つの村 (情動の共同体) へと統合してきたともいえる。

なるほど個々の「報道された内容」に関して言えば、様々な批判が可能である。しかし、テレビが日常化したこの世界の中で、逆にテレビで「報道されないこと」は何を意味するか。それは社会から (公的には) 取るに足らない問題として軽視 (無視) されるに等しい。言い換えれば、大多数の国民にとって、テレビが扱わない問題は存在しない又はスルーしてよい問題になる。これは私たち個人がその「事実・出来事」を知るか知

らないかだけの問題ではない。テレビで見るとはすなわち、「他のみんなもきっと同じ情報を得ている（公認された情報だ）」というメタ情報でもあるからだ。だから、テレビは世論の構成やその拡大に——取り付け騒ぎが銀行破綻を導くように、支持率低下の報道自体が、支持率を下げる効果を持ちうるなど——ダイレクトにつながるメディアであるといえるのだ〔酒井真由子・越智康詞・紅林伸幸・加藤隆雄, 2016〕。

他方、近年明らかになりつつあるのは、テレビに代わる存在として鳴り物入りに登場した新しいメディア群もまた、必ずしも理想的なメディアとは言い難いという事実である。もちろん、インターネットに接続する新しいメディアの登場により、テレビでは注目されない多種多様な現実の側面が浮き彫りになる可能性が開かれたし、誰もが情報の発信者になれるなどの可能性も開かれた。しかしそうした可能性と同時に近年のネットメディアは、ポスト真実など新しい課題の発生源ともなっている。ネットの世界では、テレビと同様、広告収入モデルを採用するなどにより、人々の滞在時間（注意）を奪い合う競争が激しさを増し、真偽を取り混ぜた刺激的な映像や物語の量産体制に突入している。また、情報量の飛躍的な拡大を背景に、時間的にも情報処理能力的にも有限な人間が、有り余る情報を如何に処理・選択するかという新たな課題も発生し、情報のパーソナライズ化やフィルターバブルを介して、自愛的な世界に閉じこもる傾向も強まっている。確かに、情報リテラシーが豊富で、能動的に情報を取りに行く者にとって、新しいメディアは多大な可能性を提供するものだ。しかし、この能力拡張能力は、私たちの他者（とりわけ資本主義的な企業）にとっての力でもあり、私たちが何か情報活動を行うとき、誰かに監視されるなどのリスクに常にさらされており、なかなか思い切った行動はとりにくい構造になっている〔Shoshana Zuboff, 2018=2021〕。

このようなメディア状況を背景においてみると、逆に、テレビや新聞など、従来のマスメディアの安定感が見えてくる。視聴率に翻弄されるとはいえ、公共電波を使用する（批判を避けなければならない）メディアであるため、あまりに粗雑な情報は流せないからだ。公共メディアの特徴は定食メニューを届けるところにある。それなりに専門家の目が入り、バランスが取れ、私たちの共通世論を構成する基盤となっているのだ。

だからこそ、そこに信頼が搾取される危険が潜んでいるともいえるが、テレビを否定し、別のメディアにその権限を譲渡するのが適切であるとも言い難い。差し当たって提言できることは、私たちはそれぞれのメディアの特徴を理解した上で、複数のメディアを使い分けることが有効であるということだ。そして本稿は、テレビメディアの特徴（傾向性）を理解する一つの試みに位置づく。

さて、以上を踏まえた上で今回取り上げたのは、テレビメディアはかなりタイトな時間枠（ニュースならニュースの時間に報道するなど）が決められているという特性だ。ニュース全体の報道枠・時間が決められているとすれば、その中で教育に関する情報がどの程度行き届くのかは、与えられた枠内での時間配分の問題になる。このことが意味するのは、私たちはニュースそれ自体の絶対的な価値ではなく、相対的な価値判断に左右され、情報を受け取っているということである。何か注目される出来事が生じれば、その分、別の何かが排除されるという構造。このことは通常、自明のこととして見過ごされやすいが、実はきわめて大きな意味をもっている。それというのも、私たち受け身の人間（多数派）は、事件の重大性を報道の時間や繰り返し回数で感じ取るのが通常だからだ。テレビで報道された時間と回数こそが出来事存在（社会問題の価値や深刻さの度合）を決定する大きな要因といえる。視聴者は情報の選択性や相対性など考慮せず、絶対的なものとしてこれを受け取るのだ。そもそも「何が報道されなかったのか」ということは意識されることすらない。

以上が事実であるなら、今回の調査結果が示すように、児童虐待問題として取り上げられる報道数が2019年度から2021年度にかけて、88回から10回へと激減したこと、とりわけ、1つの児童虐待事件当たりの報道数が3.4件から1.7件に減少したことが何を意味するのには熟考に値する。私たちが危惧するのは、こうした報道傾向の中、虐待問題が減少したと人々が勘違いすること以上に、虐待問題に対する社会の関心が徐々に薄れつつある（それは重要問題ではなくなっている）と人々が感じるようになることだ。

繰り返すがテレビは一方通行のメディアで、時間とともに流れ去る。テレビに高度な情報は期待できないが、それでも無意識のレベルでの影響力は小さくない。

民主主義は全員参加が原則だ。文字情報にも、社会への関心も積極的には持とうとしない人々を、なんとかこの社会・政治と結びつけるその影響力においてテレビの力は無視できない。とりわけテレビには、課題に光を当てる（見せる・意識を向ける・注意を独占する）機能がある。テレビで報道されるとなると政治家も緊張する。彼らはテレビ映りを気にしている。これは大きな力だ。

こうしたメディアの特性を考慮するなら、ナオミ・クライン [2007] が警告を発したように、惨事に乗じて、何か重大なことを密かに進行させる、ショックドクトリン（惨事便乗型資本主義）のような現象に注意を払うことがいかに重要かわかる。政治家に悪意があるか否かだけが重要なのではない。コロナ禍で感染状況の推移に国民の目が釘付けになっている間に、様々な重要課題の徴候が発生しているにもかかわらず無視される、あるいは密かに国民に不利な方向に社会変革が進んでしまっている可能性も否定できない。逆に私たち市民は、ショックドクトリン（共有された物語化の効果）を逆手にとって、せっかく与えられた機会をもっと有効に活用すべきだともいえるだろう。数年前、「保育園落ちた」ブログをきっかけに世間が幼児教育問題に関心を向け始めるという絶好の機会が到来したことは記憶に新しい。しかし現実には、「保育の質」にまで議論は及ばず、ただ待機児童問題だけが大きに盛り上がり、政府の待機児童対策案と共に終息していったのである [越智康詞・酒井真由子, 2018]。現在、「通園バスでの園児置き去り」事故が世間を騒がせている。ブログ騒動で世間の注目が集まっている間に、保育の質や労働条件の改善などにまで議論が展開していればと悔やまないではいけない。

これまでテレビ分析は、実証科学的な観点からレトリックが過剰で、社会問題をいたずらに拡張するお騒がせメディアだと批判されるか、あるべきジャーナリズムの観点から、権力に媚び、伝えるべきことを伝えないけしからんメディアだとの（お説教型）批判に終始するかのどちらかであった。しかし、第三のアプローチも可能である。テレビメディアが、私たちの日常に深く組み込まれ、様々な影響を及ぼしている事実を認めた上で、この社会を少しでもよくするために、このメディアの特性を深く理解し、より適切（ベター）な活用方法を模索する、というアプローチだ。

「視聴率がネックになる」といったところで思考停止に陥る必要はない。こうした課題も、視聴者の関心やレディネスの課題へと（部分的には）転換することが可能だ。未来に向けて投資する活動、たとえば、視聴率へも配慮しつつ、現状より高度な情報を提供し続けることで、視聴者側の鑑識眼をも育てていくのだ。もちろん、視聴者からの批判に耳を傾けることとそれはセットで行われる必要があるだろう。いずれにせよ視聴者がより高度な情報を求めるようになれば、そこに好循環が生まれる可能性もある。多メディア時代に生き残るには、視聴者と共に育つこと、なによりもその「存在意義」を示し信頼を得ることこそが重要である。

私たち市民・視聴者側も、常にベターなメディアの効果的利用法を模索する必要がある。そうした意味で、今回のようなテレビメディアの振る舞いについてのデータの収集並びに傾向性の分析を持続し発展させていく必要がある。

付 記

本研究は、科学研究費助成金「公教育をめぐるマスメディアのリアリティ構成に関する研究」（課題番号 21K02307、研究代表者：井上剛男）による研究成果の一部である。

謝 辞

佐藤百合子氏には、NHK における 2019 年度の「教育報道」テロップのデータを提供していただいた。この場を借りて深く御礼申し上げる。

文献

Fiske, J. (1991) : Reading the Popular, London : Routledge. [山本雄二訳 (1998)] : 抵抗の快楽 : ポピュラーカルチャーの記号論, 世界思想社, 京都.

Garfinkel, H. (1967) : Studies in Ethnomethodology, Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall.

蒲島郁夫・竹下俊郎・芹川洋一 (2010) : メディアと政治, 有斐閣, 東京.

加藤隆雄・酒井真由子 (2017) : 物語型権力と交渉的解読空間 : 教育世論の脱物語化にむけて, 南山大学紀要 アカデミア人文・自然科学編, 13, 51-70.

北沢毅・間山広朗編 (2021) : 囚われのいじめ問

題：未完の天津市中学生自殺事件，岩波書店，東京。

Klein, Naomi, (2007): *The shock doctrine: the rise of disaster capitalism* (1st ed ed.), New York. [幾島幸子・村上由見子訳 (2011)] ショック・ドクトリン：惨事便乗型資本主義の正体を暴く（上・下），岩波書店，東京。

小林直美 (2008)：何をどう調べるか？：調査の目的と設計 [小玉美意子編]：テレビニュースの解剖学：映像時代のメディアリテラシー，新曜社，東京，56-69.

McQuail, D. (2005)： *McQuail's Mass Communication Theory*, N.Y: Sage Publications. [大石裕監訳 (2010)]：マス・コミュニケーション研究，慶應義塾大学出版会，東京。

Marshall McLuhan, Bruce R. Powers (1989)： *The Global Village: Transformations in World Life and Media in the 21st Century*, with Bruce R. Powers, Oxford University Press. [浅見克彦訳 (2003)]：グローバル・ヴィレッジ：21世紀の生とメディアの転換，青弓社，東京。

越智康詞・酒井真由子 (2018)：テレビメディアにおける教育世論の構成と教育政策：幼児教育・保育関連報道の分析を通して，信州大学教育学部研究論集，12, 17-36.

Ong, W.J. (1982)： *Orality and Literacy. The Technologizing of the Word*, London: Methuen. [桜井直文・林正寛・糟谷啓介訳 (1991)]：声の文化と文字の文化，藤原書店，東京。

Пропп, В.Я. (1928)： *Морфология Сказки*, Moscow: Academia. [北岡誠司・福田美智代訳 (1987)]：昔話の形態学，水声社，東京。

酒井真由子・越智康詞・紅林伸幸・加藤隆雄 (2016)：テレビのメディア・バイアスと教育世論の構成：教員報道／少年報道から見えてくるもの，信州大学教育学部研究論集，9, 27-47.

Shoshana Zuboff (2018 = 2019)： *The Age of Surveillance Capitalism: The Fight for a Human Future at the New Frontier of Power*, Campus: PublicAffairs. [野中香方子訳 (2021)]：監視資本主

義：人類の未来を賭けた闘い，東洋経済新報社，東京。

岡井崇之 (2015)：若者犯罪報道が描く脅威と不安：日常的なニュースに埋め込まれた言説戦略，143-159, [伊藤守・岡井崇之編]：ニュース空間の社会学：不安と危機をめぐる現代メディア論，世界思想社，京都。

鈴鹿大学短期大学部こども学専攻

t-inoue@suzuka.ac.jp

Impact of the COVID-19 Pandemic on Educational Reporting: The News Content Analysis of Television Media

Takeo INOUE, Yasushi OCHI, Takao KATO, Mayuko SAKAI

Abstract

The purpose of this study is to analyze television coverage of children and school education, and to consider changes in "educational coverage" that occurred before and after the COVID-19 pandemic. We analyzed the data of telop of NHK news programs in 2019 and 2021. As a result, the following two points were clarified. One is that "education coverage" in 2021 has decreased from 2019. The other is that there is a bias in areas where the number of reports is decreasing. Specifically, "educational reports" on "incidents/accidents" and "trials" have declined sharply compared to other fields. There are three main possibilities that can be suggested here. First, children and education issues have become social issues that are only reported to compensate for the absence of major social issues such as the COVID-19 pandemic. Second, "educational reporting" on television has characteristics that are different from stories and daily conversations in terms of how it is organized. Third, while the public's eyes are glued to the COVID-19 pandemic, signs of various important issues are being ignored, or social change is secretly advancing in a direction that is disadvantageous to the people.

Keywords:

educational reporting, school education, children and educational issues, characteristics of television, shock doctrine (disaster piggybacking capitalism)